

昭和四十四年大蔵省令第五十号

税関職員服制

関税法施行令(昭和二十九年政令第五百十号)第九十一条の規定に基づき、税関職員服制(昭和三十四年大蔵省令第三十三号)の全部を改正する省令を次のように定める。

第一条 税関職員の服制は、別表に定めるところによる。

第二条 税関職員は、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二百五条第一項(税関職員の権限)に規定する行為で次に掲げるものを行なうときは、制服を着用しないことができる。

- 一 同項第四号の二から第六号までに掲げる行為
- 二 前号に掲げるもののほか税関長が指定するもの

附則抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十七年四月一日大蔵省令第二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十四年四月五日大蔵省令第二四号)

1 この省令は、公布の日から施行する。この省令の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の服制によることができる。

附則 (昭和六〇年二月二二日大蔵省令第五九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成五年一月二五日大蔵省令第九六号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 税関職員は、この省令の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の服制によることができる。

附則 (平成二年四月一日財務省令第二八号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 税関職員は、この省令の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の服制によることができる。

別表

(一) 男子

名称		摘要	
制帽		地質	
冬服上衣	地質	濃紺色の毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物とする。	<p>あごひもの両端は、帽の両側において、桜花入りの金属製いぶし銀色ボタン各一個で留める。</p> <p>帽子の後ろ中心部分に後ろあごひも用のフックを付ける。</p> <p>マチ部分は、メッシュとする。</p> <p>形状は、図のとおり。</p>
	製式	凹形とし、前ひさしは黒色、前あごひもは銀色、後ろあごひもは黒色とする。	
前章	地質	ポリウレタン製の銀色の「関」の字及び桜花を、ポリウレタン製の銀色の桜の葉五枚で抱き合わせる。	<p>形状及び寸法は、図のとおり。</p> <p>制帽に同じ。</p>
	製式	シングル前背広型折りえり式とし、前面には、中心に桜花を配したいぶし銀色の金属製ボタン三個を一行に付ける。	
冬服上衣	前章	左右の下部には、フラップ付ポケットを各一個付ける。	<p>両肩に地質と同色の肩章を付け、中心に桜花を配したいぶし銀色の金属製ボタン各一個で留める。</p>
	地質	左右の下部には、箱型ポケットを一個付ける。	

(二) 女子

名称		摘要	
制帽		地質	
冬服ズボン	地質	長ズボンとし、すそはシングルとする。	<p>右袖にポリウレタン製の袖章を付ける。</p> <p>後面のすその両端にベントを入れる。</p> <p>箱型ポケット上部に、はとめ二個を開ける。</p> <p>形状は、図のとおり。</p> <p>制帽に同じ。</p>
	製式	前面には、中央部にファスナーを、腰部にひだ二条とアジャスターを付ける。	
夏服ズボン	地質	両面には、ポケットを、左右後方には、フラップ付ポケットを各一個付ける。フラップは、地質と同色のボタン各一個で留める。	<p>形状は、図のとおり。</p> <p>制帽に同じ。</p>
	製式	制帽に同じ。	
夏服上衣	地質	淡青色の麻織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物とする。	<p>冬服ズボンに同じ。</p> <p>制帽に同じ。</p>
	製式	シャツ型開きん半そで式とし、前面には、ポリエステル製で貝調色のボタン五個を一行に付ける。	
盛夏上衣	地質	左右上部には、フラップ付アウトポケットを各一個付け、その中央部につき合わせひだを一条付ける。	<p>冬服ズボンに同じ。</p> <p>制帽に同じ。</p>
	製式	フラップは、ポリエステル製で貝調色のボタン各一個で留める。	
外とう	地質	後面には、ひだ二条を付ける。	<p>両肩に制帽と同色の肩章を付け、ポリエステル製で肩章と同色のボタン各一個で留める。</p> <p>右袖に人工皮革製の袖章を付ける。</p> <p>形状は、図のとおり。</p>
	製式	鉄紺色の毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物とする。	
雨衣	地質	背広型折えり式とし、胸部は二重とし、地質と同色のボタン各三個を二行に付ける。	<p>ポケットは、左右腰部に各一個を斜めに付ける。</p> <p>後面は、すその中央部に裂き、地質と同色のボタン二個を付け、胴にはベルトを付ける。</p> <p>形状は、図のとおり。</p> <p>鉄紺色の防水布とする。</p> <p>外とうに同じ。</p>
	製式	背広型折えり式とし、胸部は二重とし、地質と同色のボタン各三個を二行に付ける。	
冬服上衣	地質	ひさしを出したハイバック型とし、頭下部に黒色リボンを巻きつける。	<p>形状は、図のとおり。</p> <p>男子制帽に同じ。</p> <p>男子制帽に同じ。</p> <p>男子制帽に同じ。</p>
	前章	男子制帽に同じ。	
冬服上衣	前章	男子制帽に同じ。	<p>男子制帽に同じ。</p>
	地質	男子制帽に同じ。	

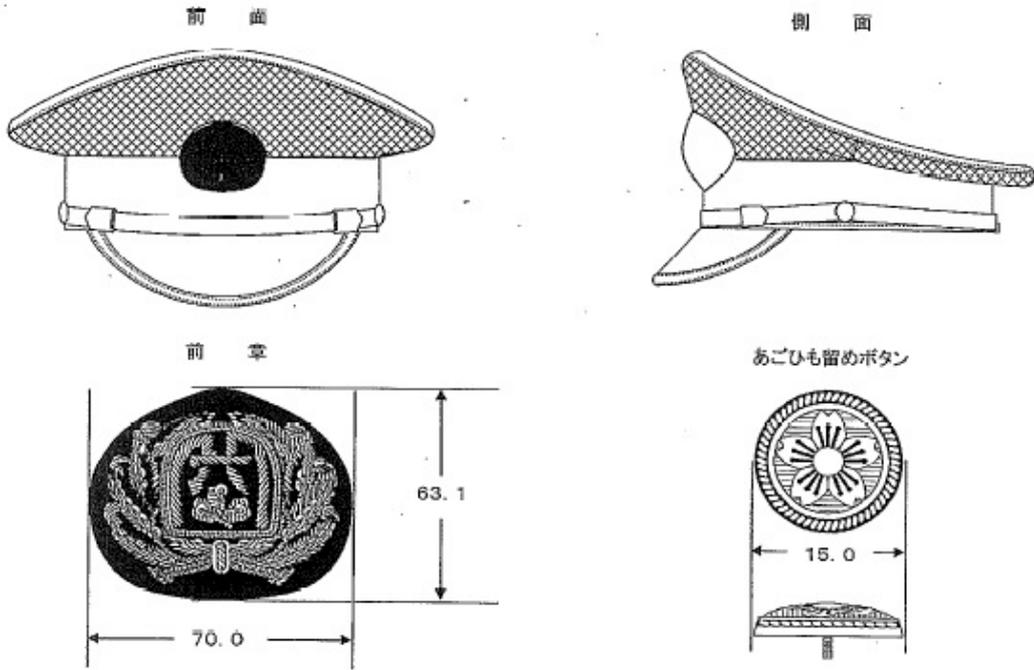
冬服ズボン	地質	男子制帽に同じ。
	製式	長ズボンとし、すそはシングルとする。前面には、中央部にフアスナーを、腰部にひだ二条を付ける。後面の左右腰部にゴムを入れる。両面には、ポケットを、左右後方には、フラップ付ポケットを各一個付ける。フラップは、地質と同色のボタン各一個で留める。形状は、図のとおり。
冬服スカート	地質	男子制帽に同じ。
	製式	前ブリッツ入りのスカートとし、左側にフアスナーを付ける。両側にポケット各一個を付ける。形状は、図のとおり。
夏服上衣	地質	男子制帽に同じ。
	製式	冬服上衣に同じ。
夏服ズボン	地質	男子制帽に同じ。
	製式	冬服ズボンに同じ。
夏服スカート	地質	男子制帽に同じ。
	製式	冬服スカートに同じ。
盛夏上衣	地質	男子盛夏上衣に同じ。
	製式	男子盛夏上衣に同じ。
区分		摘要
地質		銀色の長方形で金属製とする。
製式		銀色台地に金色で「CUSTOMS」の文字と金色の桜章二個を配する。
税関長		形状及び寸法は、図のとおり。
部長		銀色台地に金色で「CUSTOMS」の文字と金色の桜章二個を配する。
部次長及び同相当職		形状及び寸法は、図のとおり。
本関課長及び同相当職		銀色台地に金色で「CUSTOMS」の文字と金色の桜章二個及び金色の短ざく章二個を配する。形状及び寸法は、図のとおり。

(三) 階級章

- 備考
- 1 階級章は、上衣のはじめに付ける。
 - 2 ワイシャツは、白色とする。
 - 3 ネクタイは紺色とする。
 - 4 ベルトは黒色とする。
- 図(男子)

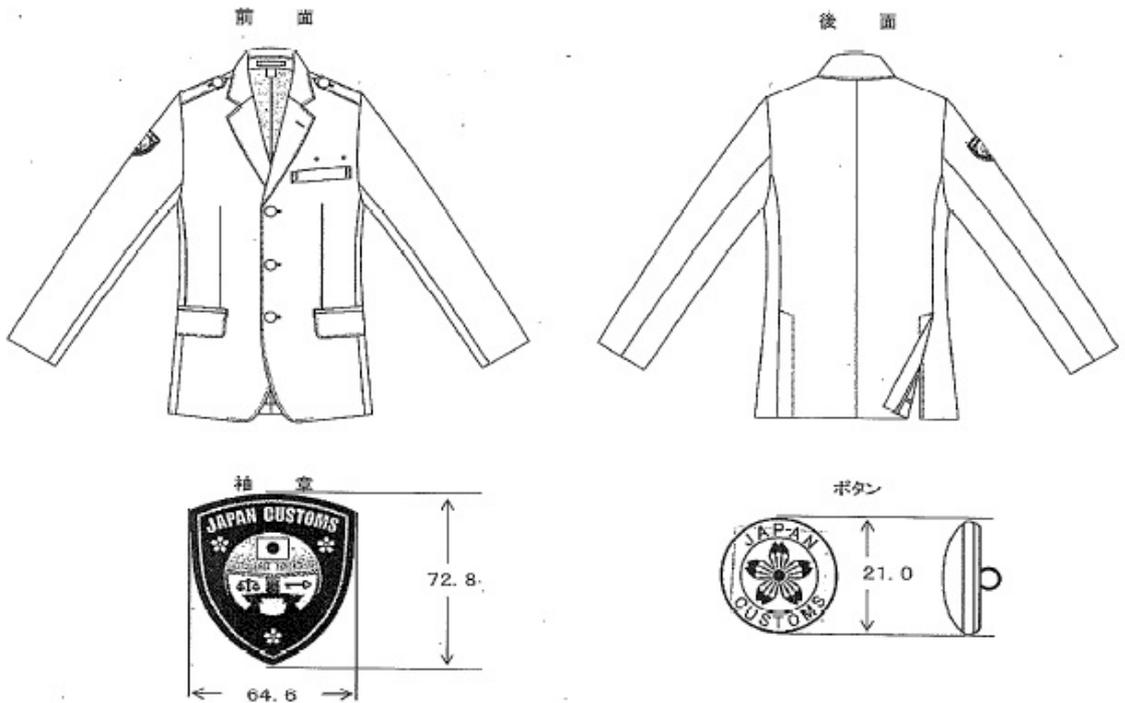
本関課長補佐及び同相当職	銀色台地に金色で「CUSTOMS」の文字と金色の桜章二個及び金色の短ざく章二個を配する。形状及び寸法は、図のとおり。
本関係長及び同相当職	銀色台地に金色で「CUSTOMS」の文字と金色の桜章一個及び金色の短ざく章二個を配する。形状及び寸法は、図のとおり。
一般職員(特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員)	銀色台地に金色で「CUSTOMS」の文字と金色の桜章二個及び金色の短ざく章一個を配する。形状及び寸法は、図のとおり。
一般職員(相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員)	銀色台地に金色で「CUSTOMS」の文字と金色の桜章一個及び金色の短ざく章一個を配する。形状及び寸法は、図のとおり。

制 帽
製 式

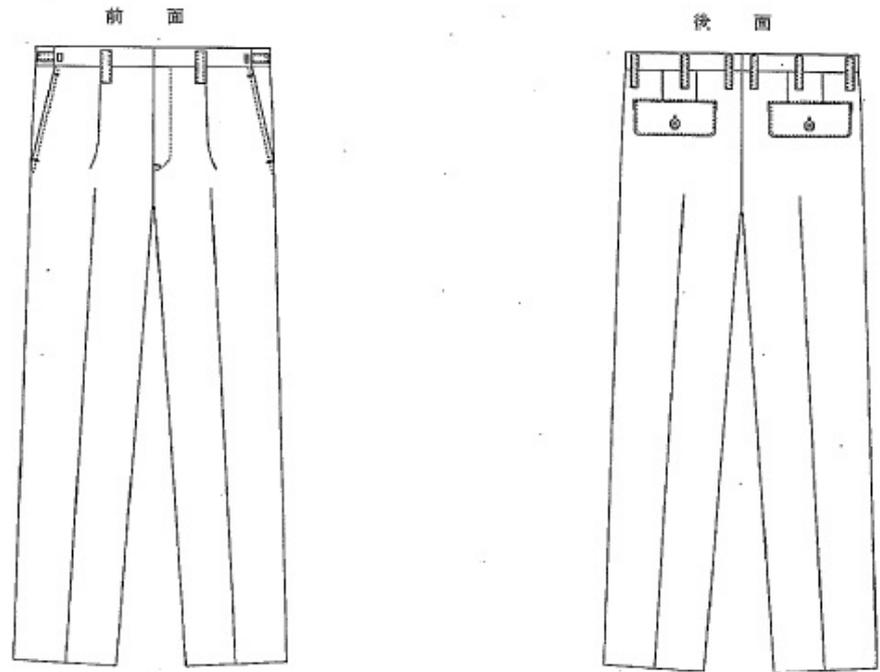


図(男子)
(備考) 数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。

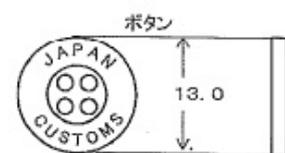
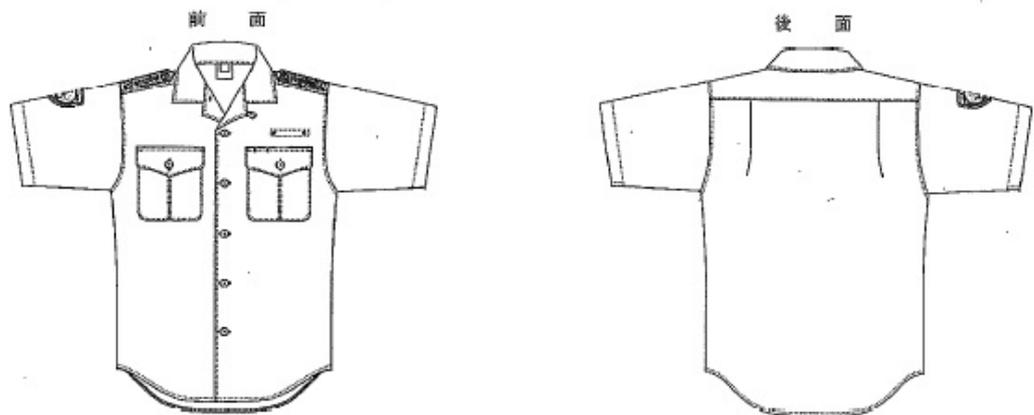
冬 服 上 衣 及 び 夏 服 上 衣
製 式



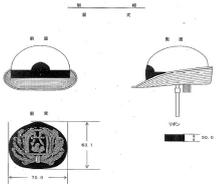
冬服ズボン及び夏服ズボン
製 式



盛 夏 上 衣
製 式



図(女子)

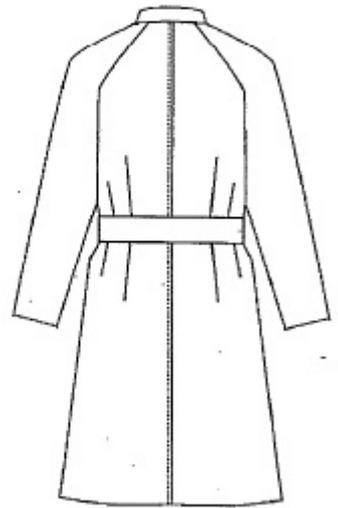


外 とう 及 び 雨 衣
製 式

前 面



後 面

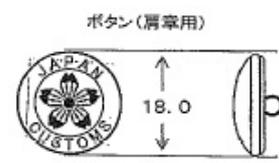


冬 服 上 衣 及 び 夏 服 上 衣
製 式

前 面



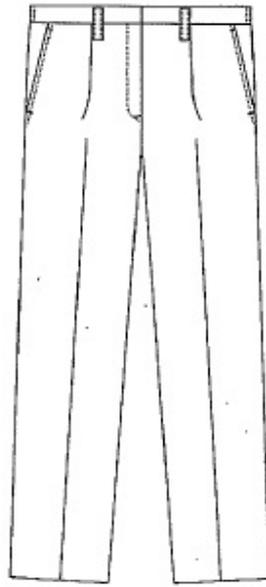
後 面



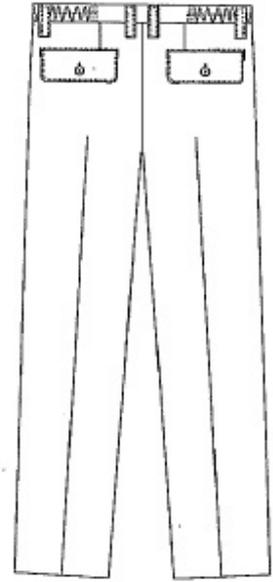
冬服ズボン及び夏服ズボン

製 式

前 面



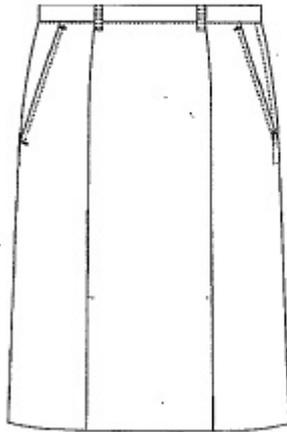
後 面



冬服スカート及び夏服スカート

製 式

前 面



後 面

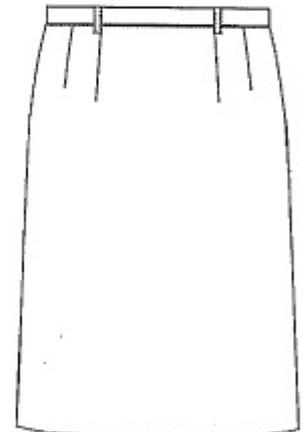
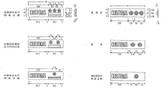
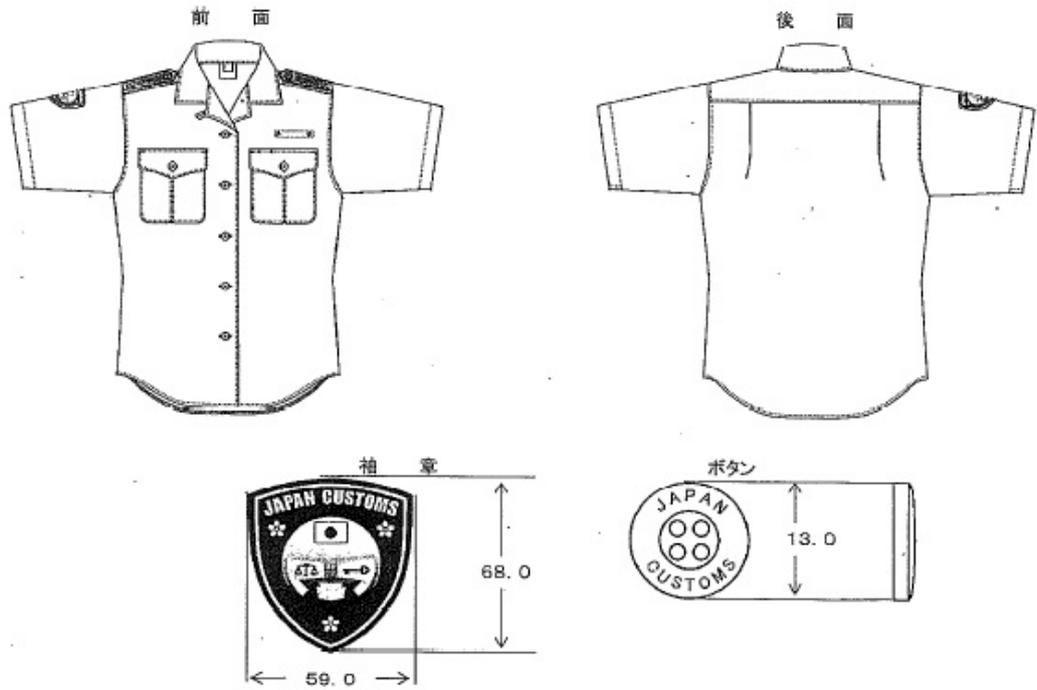


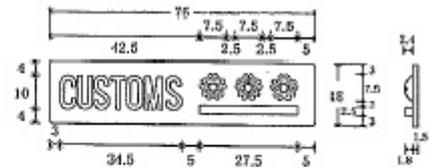
図 (階級章)



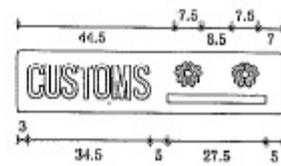
盛 置 上 衣
製 式



一 般 職 員
〔特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員〕



一 般 職 員
〔相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員〕



一 般 職 員
〔定型的な業務を行う職員〕

